

鳥羽市議会サポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市議会サポーターを設置することにより、鳥羽市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民とは、市内に居住又は市内の企業、学校等に就労若しくは就学している者を言う。
- (2) 会議とは、議会の本会議、常任委員会、特別委員会、広報広聴委員会及び全員協議会を言う。

(定員)

第3条 市議会サポーターの定員は、10人程度とする。

(要件)

第4条 市議会サポーターは、市議会のしくみや運営及び地域社会の発展に関心を持ち、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 年齢満18歳以上の市民であること
 - (2) 鳥羽市職員でない者
- 2 前項の規定について、議長の推薦による場合はこの限りでない。

(職務)

第5条 市議会サポーターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 議会だより、議会放映等に関する参考意見（文書等による）を述べる。
- (2) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答する。
- (3) 議会議員と年に1回以上、意見交換を行う。
- (4) 本会議又は委員会を年に1回以上の傍聴に努める。
- (5) その他市議会に関すること。

(意見の取扱)

第6条 議長は、市議会サポーターから提出された意見等に関して検討が必要と判断した場合は、関係する会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該意見等を市議会サポーターに通知するとともに、議会だより、ホームページ等で公表するものとする。

(募集及び選考方法)

第7条 市議会サポーターは、公募とする。ただし、議長は市議会サポーターの推薦、又は必要と認めた団体等に適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第8条 市議会サポーターは、議長が委嘱する。

(解任)

第9条 市議会サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会サポーターを解任できるものとする。

- (1) 市議会サポーターから辞任の申し出があったとき。
- (2) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第10条 市議会サポーターの任期は、委嘱の日から1年間とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第11条 市議会サポーターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額及び記念品を支給することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。